

20. 原子爆弾被爆者援護

1. 被爆者医療

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、原子爆弾が投下された際、広島市、長崎市とこれに隣接する区域内にあった者、その他身体に放射能の影響を受けるような事情下にあった者、当時その者の胎児であった者について年2回の定期健康診断を実施し、被爆者の健康管理に努めた。

(1) 原爆被爆者健康診断実施状況

	第1回(17.5.23~5.28)	第2回(16.11.7~11.19)
対象者	70	70
受診者数	44	32

(2) 各種手当支給状況

平成17年度分

医療特別手当	特別手当	小頭症手当	健康管理手当	保健手当	家族介護手当
1	1	-	54	6	-

(3) 被爆者がん検診

平成17年度分

受診種目	胃がん	肺がん	乳がん	子宮がん	多発性骨髄腫	大腸がん
受診者数	6	5	1	4	5	7